

令和 5 年 6 月 25 日現在

機関番号：13401

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18H01011

研究課題名(和文)現代の教師の「実態」に即応した法教育教師教育プログラム開発

研究課題名(英文) Developing Program of teacher education in Law-Related Education based on Questionnaire survey

研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO, YASUHIRO)

福井大学・学術研究院教育・人文社会系部門(教員養成)・教授

研究者番号：70346295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,000,000円

研究成果の概要(和文)：法教育研究は、これまで「子ども」を対象とする研究であった。それは言い換えれば、「教師」を対象とする研究ではなかった。本研究では、これまで日本では実施されてこなかった日本の教師を対象とした教師教育プログラムの開発を目指した。同プログラムを開発するために、高校教師を対象とした量的調査、質的調査を行った。量的調査では、法概念や法教育に対する意識等を調査した。質的調査では、量的調査の結果を踏まえ、さらに具体的な授業の内容、方法、実施状況を調査した。また、平行してアメリカ調査を行った。これら三つの調査方法の結果を受けて、高校教師向けの教師教育プログラムを開発した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

以上の2点にまとめられる。一点目は、これまで管見の限り行われてこなかった、日本の「教師」を対象とした法教育研究を実施できたこと。その内容は、高校教師を対象とした量的、質的調査等を踏まえ、日本の高校教師が抱えている「課題」に即応した教師教育プログラムを開発できたこと。二点目は、一点目に包含されるが、量的、質的調査を通して、日本の高校教師を対象とした法教育観、授業目標観等を明らかにできたことである。

研究成果の概要(英文)：Law-Related Education research has so far focused on "children." In other words, it was not a study targeting "teachers". In this research, I aimed to develop a teacher education program for Japanese teachers, which has not been implemented in Japan. In order to develop this program, we conducted quantitative and qualitative research targeting high school teachers. In the quantitative survey, we investigated the awareness of legal concepts and law-related education. In the qualitative research, based on the results of the quantitative research, we investigated the contents, methods, and implementation of the classes. In parallel, I conducted a survey of implementation of law-related education in the United States. Based on the results of these three research methods, we developed a teacher education program of law-related education for high school teachers.

研究分野：教科教育、社会科教育、法教育

キーワード：法教育 教師教育 量的調査 質的調査 プログラム開発

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 研究的要請A：法教育における「実態」を踏まえた研究の必要性

日本の法教育研究は、アメリカ合衆国の法関連教育を「下敷き」にしたカリキュラムや教材開発研究が主流であった。日本の法教育研究は、日本に馴染みの無かった法教育の具体を明らかにするために、多様なカリキュラムや教材を研究し、それを開発することが中心にならざるを得なかった。他方、法教育を受ける子どもたちを対象とした研究はほとんど行われてこなかった。このような研究が皆無であったのは、法教育研究を主導している日本の社会科教育研究者が、量的・質的調査をベースにした研究をほとんど行ってこなかったこと（苦手としていること）にも起因していると思われる。法教育においては、子供や教師の「実態」を踏まえた研究が必要だった。

### (2) 研究的要請B：法教育研究における教師教育研究の必要性

日本の法教育研究は、前述した内容を踏まえると「子どもに対する法教育研究」である。一方で、法教育を行う「教師に対する法教育研究」はこの間、皆無であった。カリキュラムや教材開発を行うだけでは、「絵に描いた餅」である。法教育を行う教師が何に「躓いている」のか、これを明らかにして初めて、法教育は実のあるものになる。今こそ、法教育においては、教師教育研究が必要だった。

### (3) 社会的要請A：新科目「公共」における法教育の位置づけと法教育の重点化

新学習指導要領高等学校公民科においては、新設科目として「公共」が必修科目として位置づけられた。中教審の資料（「高等学校学習指導要領における「公共（仮称）」の改訂の方向性（案）」）によると、「公共」では、(1) ウに「公共的な空間における基本的原理」が位置づけられ、「個人の尊重」「自由・権利と責任・義務」「法の支配」等を学習することが想定されている。これらの概念は、法教育に親和性のある概念であり、この中項目ウは法教育を実施することが想定されている。また、「公共」では、冒頭の(1)で学んだ概念を(2)以降で活用することが求められており、(2)の学習は、法教育の内容と「接続」することが求められている。従前、経済（学）学習であった内容も、法教育との「接続」が求められていると解釈できる。今後は、「公共」における法教育実践の検討が必要になると考えられた。

### (4) 社会的要請B：若手教師の急増と教師教育プログラム開発の必要性

団塊の世代の教師の大量退職時代を迎えている。若手教師の急増と団塊の世代の教師が退職することによって、「世代間の教育技術の継承」が困難な状況になってきている。仮に、教育技術が未熟な若手教師が、先述したような「公共」を実践するとなると、どのような課題が出てくるのか、現代の若手教師の「躓き」を明らかにする必要があるし、また、現代の若手教師の「躓き」を踏まえた教師教育プログラムを開発し、実践することで、法教育を行う教師教育を進めることとなり、副次的に、「公共」を実践する力量形成にも貢献できる。喫緊の課題として、法教育に関する教師教育プログラムを開発する必要があった。

## 2. 研究の目的

以上のような「研究開始当初の背景」を踏まえ、法教育に関する教師教育プログラムを開発することとした。その際、日本の教師に対する「法概念に対する意識」「法教育に関する意識」等の「量的調査」や「質的調査」を受けたものとする事とした。また、アメリカ合衆国における法教育教師教育プログラムが「先進的な内容」であることを前提に、それらのプログラムの内容・方法も参考にすることとした。

### 3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、以下の手順で研究を進めることとした。

#### (1) 日本の社会科等教師を対象とした「量的調査」による「実態」把握

高等学校地歴科・公民科の教員を対象とした質問紙調査を開発する。その際、日本の社会科等の教師が、法概念を教えるに当たって、どのような認識を持っているのか、例えば、憲法で示される概念について、「何が重要」で「何が重要でない」と考えているのか、当該人が、「何を教えるににくい」と考えているのか、「教えるににくい法概念」について、具体的に、どのような授業を展開しているのか等を明らかにする質問紙を開発する。また、質問紙を開発した後は、「予備調査」を行い、「予備調査」の結果を踏まえ、十分妥当な調査になっているかを検証し、更に精度の高い質問紙に作り上げていく。本調査は、各県の地歴科公民科社会科研究会の構成員を対象として行う。なお、調査結果を分析し、日本の社会科等教師の法教育に関する「傾向」を明らかにする。

#### (2) 日本の社会科等教師の抽出調査（質的調査）と授業実践の傾向性の把握

量的調査を踏まえ、例えば、教員が「教えるににくい法概念」と考えている項目について、取り出し、調査対象とした各県に勤務する複数の社会科等教師を抽出し、各人に、その概念について、どのような授業を構想し、実践するのか、なぜ、そのような授業を構成したのか、等を質的に調査する。その結果を分析し、社会科教師がどのような授業開発を行い、概念の理解をどこまで行えば十分妥当だと考えているのか、等を質的調査によって明らかにする。彼らの概念理解の妥当性について検討し、「躓き」を明らかにし、教師教育プログラム開発に繋げていく。

#### (3) アメリカ合衆国における法教育教師教育プログラムの把握

日本の法教育教師教育を「相対化」するため、「法教育先進国」であるアメリカ合衆国における法教育教師教育プログラムを分析する。そのため、(A) NCSS（全米社会科協議会）が発行している「Social Education」等や、ABA（アメリカ法曹協会）公教育部門が刊行している「IN SIGHTS」、法教育に関する教材開発団体による教師教育刊行物を収集し、その内容について分析を行う。また、(B) ABA や CRF（憲法上の諸権利財団）等によるプログラムに実際に参加し、具体的にどのような内容なのか、そのプログラムに参加している教員からヒアリングを行い、そのプログラムに参加する目的、その効果、その教員が具体的にどのような実践を普段行っているのか、等について、調査を行う。

#### (4) 法教育教師教育プログラムの開発

以上の手順で行った研究を受け、法教育教師教育プログラムの開発を行う。領域としては、「憲法分野」「『公共』で重視されている法概念分野」の両者を想定した。量的・質的調査を踏まえて日本の社会科等教師が「何に躓いているのか」を踏まえて、その「誤解」を解くような教師教育プログラムを開発する。なお、その効果を検証し、その結果を、最終報告会で明らかにする。

### 4. 研究成果

#### (1) 日本の社会科等教師を対象とした「量的調査」の結果の把握

二度の予備調査を受けて、2021年9月10日から同年10月8日にかけて、協力が得られた県の地歴科公民科教育研究会に対して、研究会長等より、会員に対して調査依頼を出してもらい、期間中にサイトにアクセスして回答することを求めた。最初にメールアドレスを入れることで重複チェックを行った。調査依頼数は2257件で、回答数は416件である。調査項目は、以下の内容である。

- ① 基本的情報 性別、出生年、学歴、保有免許、職歴（勤務校の特徴を含む）、科目の担当状況、研究会等の参加状況
- ② 教育に関する意識・得意不得意意識、教材の利用方法、憲法教育の経験の有無やその内

容、意識等

調査の分析に当たっては、＜独立変数＞として「個人要因（操作可能性あり）」と「環境要因」を置き、＜従属変数＞として「望ましい授業の実現度」を置き、それぞれの相関について見ていくこととした。その結果、「環境要因」としては、「進学実績の良い学校にいることが有意な正の関連」を示した。つまり、「進学実績の良い学校にいて、望ましい法教育の授業が実現出来ている」ということだ。他方で、「個人要因（操作可能性あり）」については、「憲法理解度の自信度」のみに有意な正の関連が見られた。また、「授業準備の量（時間）や質（資料参考度）」は望ましい法教育の「授業の実現度」と関連していないことも明らかになった。また、憲法概念に関して「教えやすい」「教えにくい」ものについて問う項目に関わって、特に「教えにくい」というものはなかった。法教育プログラム開発との関連で整理すると、学校教師自身の憲法理解（自信度）の向上が必要になることが明らかになった。

#### (2) 日本の社会科等教師の抽出調査（質的調査）と授業実践の傾向性の把握

続けて、量的調査の協力者の内、追加調査に協力すると回答した教師のうち、「教師が抱く理想的な授業」と「実際行っている授業」に関連がある／ない者を抽出し、「なぜ関連がある／ないのか」の理由について追究することで、「法教育教師教育」としての課題を明らかにしようとした。結果として13名に対してインタビュー調査を行った。研究グループの議論で、特に「教師が抱く理想的な授業と実際の授業が合致している者」が注目されたので、そのお一人の調査に概要をここでは取りあげたい。

目指している授業：「法を疑ったりとか、権力を疑ったりという力をつけたいと思いながら授業を行っている。ちょうど今年から公共になったので、今まで以上に意識が強まった。」「法律でそうなっているから」という回答をする生徒が多い。決まっているからでとどまるのではなくなぜ法律で決まっているのかというところを考えることができるように頑張っている。」

日頃の授業の形態：「新聞記事を一個選んできて、それについて発表するというのをやっている。記事書いて、考えを書いて記事の要約を100字です。生徒が問題を作って黒板でこれが入っていないとだめだよねという確認をする。」「大学院生時代に学んだ『教科書で教える』ことを意識している。教科書で勉強したけれどもこれどうかな？」というプラスアルファの問を投げかける。」

授業に対する考え方：「指導書を参考にはする。自分が読んだ本のところとかをがつつりする。教科書を信頼している。」「教育学を大学院で学んだことによって、理論的な背景を学ぶことができた。」

当該教師は、法学部出身で、教育学系大学院を経ている者であるが、目指している授業目標について、高い理想を掲げ、それを実現する術を身につけることが肝要だと思われる。インタビュー調査の結果からは、①法教育に関する本質論、目的論、内容論の周知が出来ていないので、その周知を行う必要があるということが判明した。また、②「わかる授業・できる授業」といった観点から授業を構想するといった観点を持ち合わせている教員が少ないということも明らかになった。①及び②に対する対応が必要であることも判明した。

#### (3) アメリカ合衆国における法教育教師教育プログラムの把握

コロナ禍の問題もあり、アメリカ合衆国の法教育教師教育プログラムには1回のみ参加した。なお、本プログラムに参加した参加者へのインタビューも併せて行った。

#### (4) 法教育教師教育プログラムの開発

以上の研究手順を踏まえ、法教育教師教育プログラムを開発した。1件目は、研究グループでの議論で示された以下の内容を踏まえた研修プログラムである。

○1.5 時間～3 時間程度で学べる研修であること。○法的論争がある程度存在しており、かつ、教科書の内容と関連する内容であること。○社会において論争があり、参加者の理解が可能であるもの。○アクティブ・ラーニングの方法で実施し、かつ、新しい「内容」の理解を促すこと。以上のような「条件」を持つ研修プログラムとして、以下の内容を提案した。

1 時間目 (1.5 時間) : 目標提示、「社会で問題となっている事象」の解説 (社会問題提示)、一連の裁判の流れの提示、論争で何が議論されているのかを確認する、生徒同士で議論した場合に、「想定される模範解答例」をつくってみる。

2 時間目 (1.5 時間) : 「社会的論争学習」を構想するために、先述した教材をつくって、『想定される模範解答』にたどり着くための授業例を 15 分程度で構想する。グループワークを実施し、想定される模範解答にたどり着くのかを議論し、どのような資料が必要かを考える。グループ発表、その上で、指導講師から「公共」の授業デザイン論を提示した後で、サイド、自分たちのグループ発表に抜けがないかを確認する。最後に振り返りをする。

期待される教育効果 : 論理的な思考によって、法学の解釈がおこなわれていることを理解し、法が唯一の回答をもつような思考ではないことを理解する。公共の授業をデザインする上で、ゴールを明確にした上で、ブレインストーミング的な「なんでもあり」の状態からの脱却を目指す。

以上のプログラムについては、大学生を相手に実践し、その効果を検証した。

2 件目は、「模擬憲法制定会議」を模擬的に行いながら、憲法の基本的な考え方を理解するとともに、授業の方法論を身につけることを目的とした法教育教師教育プログラムである。本制定会議では、「A 王族」「B 企業経営者」「C 企業労働者」「D 公務員」「E 農民」「F 社会的弱者」の立場から「憲法草案のポスター」づくりを行う。その際、「① 主権」「② 人権保障」「③ 統治機構」「④ 政府の役割」に分けて、ポスターの内容の提案を行うものであり、同プログラムについては、大学生を相手に実践し、その効果を検証した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 橋本康弘、橋場典子	4. 巻 12
2. 論文標題 弁護士と協働する教師は自身の授業をどう作り上げたか？－中学校教師の社会科授業づくりに関する事例調査に基づく探索的検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と教育	6. 最初と最後の頁 5-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本康弘、浅川貴広	4. 巻 4
2. 論文標題 対談 高等学校における「評価規準」作成の方法と授業の工夫～どうやって取り組み、どのように評価するのか～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Research	6. 最初と最後の頁 10-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 橋本康弘、佐伯昌彦
2. 発表標題 高校生の法的意識の調査
3. 学会等名 国連犯罪防止刑事司法会議第27回会合（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 橋本康弘、吉村功太郎、桑原敏典、磯山恭子、加納隆徳、中原朋生、橋場典子、三浦朋子、渡部竜也
2. 発表標題 日本の高校教師は「法」をどのように捉え、授業しようとするのか - 地歴科公民科教師に対するインタビュー調査に基づく探索的検討 -
3. 学会等名 日本社会科教育学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 ドナルド・W・オリバー、ジェームス・P・シェーバー著、渡部竜也、溝口和宏、橋本康弘、三浦朋子、中原朋生訳	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 504
3. 書名 ハーバード法理学アプローチ - 高校生に論争問題を教える	

1. 著者名 橋本康弘	4. 発行年 2018年
2. 出版社 明治図書出版	5. 総ページ数 162
3. 書名 高校社会「公共」の授業を創る	

1. 著者名 橋本康弘他	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明治図書出版	5. 総ページ数 144
3. 書名 つまずきから授業を変える！高校公民「PDCA」授業&評価プラン	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>本研究に関わって、2023年3月11日に研究成果を報告する「最終報告会」をオンラインで実施した。また、2023年5月3日付の「朝日新聞」に「憲法をどう教えるか下」の記事中で、本研究の研究成果の概要が示された。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐伯 昌彦 (Saeki Masahiko) (10547813)	立教大学・法学部・教授  (32686)	
研究分担者	土井 真一 (Doi Masakazu) (70243003)	京都大学・法学研究科・教授  (14301)	
研究分担者	吉村 功太郎 (Yoshimura Kotarou) (00270265)	宮崎大学・大学院教育学研究科・教授  (17601)	
研究分担者	根本 信義 (Nemoto Nobuyoshi) (00436247)	筑波大学・人文社会系・教授  (12102)	
研究分担者	小澤 昌之 (Ozawa Masayuki) (10711062)	東京学芸大学・教育学部・研究員  (12604)	
研究分担者	小山 治 (Koyama Osamu) (50621562)	京都産業大学・全学共通教育センター・准教授  (34304)	
研究分担者	橋場 典子 (Hashiba Noriko) (90733098)	関西学院大学・法学部・准教授  (34504)	
研究分担者	磯山 恭子 (Isoyama Kyouko) (90377705)	国立教育政策研究所・教育課程研究センター研究開発部・教育課程調査官  (62601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	加納 隆徳  (Kano Takanori)  (90767245)	秋田大学・教育文化学部・講師    (11401)	
研究分担者	桑原 敏典  (Kuwabara Toshinori)  (70294395)	岡山大学・教育学研究科・教授    (15301)	
研究分担者	中原 朋生  (Nakahara Tomoo)  (30413511)	環太平洋大学・次世代教育学部・教授    (35314)	
研究分担者	三浦 朋子  (Miura Tomoko)  (70586479)	亜細亜大学・法学部・准教授    (32602)	
研究分担者	渡部 竜也  (Watanabe Tatsuya)  (10401449)	東京学芸大学・教育学部・准教授    (12604)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	塩川 素子  (Siokawa Motoko)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------